

公益財団法人石川県下水道公社一般競争入札公告第2号

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年1月25日

公益財団法人石川県下水道公社
理事長 永森 敏明

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 犀川左岸流域下水道 犀川左岸浄化センター維持管理委託業務
- (2) 委託業務場所 石川県金沢市下安原町東1301番地他
- (3) 委託契約期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 委託業務概要

① 施設概要

- (ア) 排除方式 : 分流式
- (イ) 処理方式 水処理 : 標準活性汚泥法
汚泥処理 : 濃縮→消化→脱水
- (ウ) 処理能力 : 50,300 m³/日
- (エ) 年間流入予定水量 : 平成28年度 14,000,000 m³
平成29年度 14,200,000 m³
- (オ) 年間排出汚泥予定量 : 平成28年度 6,070 t
平成29年度 6,160 t

② 業務概要

施設の運転管理業務、保守点検業務、整備保全業務等の維持管理業務、油脂類、薬品類
その他ユーティリティーの調達管理等
その他、委託業務の詳細事項については、「委託業務契約条件書」、「委託業務要求水準書」
に示すとおり

・「委託業務契約条件書」、「委託業務要求水準書」は、下記ホームページアドレスから
ダウンロードできます。

<http://ishikawa-gesui.a.la9.jp/nyuusatsu/saigawasagan/shiryou2.html>

- (5) 総合評価方式の適用 有

- (6) 入札方法 入札書の持参による（入札後審査型）
(7) 予定価格 553,068,000 円（消費税、地方消費税を含む。）
(8) 最低制限価格 有
(9) 入札保証金 免除

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 単独企業で入札に参加する場合

本委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成27年度において競争入札資格を有すると認められた者（「平成26・27年度競争入札参加資格者名簿」の「その他保守管理業」に本業務の入札参加資格確認申請書及び技術提案書の受付期限日で登録されていること。）で、次に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札参加資格確認申請書の提出期間の翌日からこの委託業務の入札の日までのいずれの日においても石川県から指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、または暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑤ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第2条の規定に基づき、下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。
- ⑥ 石川県内に本社又は営業所を有する者であること。
- ⑦ 流域下水道又は公共下水道の終末処理場において、下水処理施設（標準活性汚泥法による処理施設をいう。）における水処理又は汚泥処理（濃縮、消化及び脱水の工程を一括して請負った場合に限る。）の運転及び維持管理業務の実績を、直前の10年間において2か所以上又は2年間（か所数は年数に相当）以上有する者であること。
- ⑧ 次に掲げる資格を有する者を委託業務場所に配置できること。

ア 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者（下水道法施行令第15条の3に定

める資格者を専任で配置できること。)当該有資格者は重複して配置予定資格者として申請できるものとするが、落札決定保留中での他の委託業務を落札したことにより申請した配置予定資格者を配置することができなくなった場合は、直ちに申請取下届(入札説明書別紙様式-10)を当公社に提出すること。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては当該入札者について指名停止の措置を行うことがある。

イ 労働安全衛生法第11条及び12条又は第12条の2のいずれかの規定に定める資格を有する者

ウ 労働安全衛生規則第16条に定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

エ 消防法第13条に定める甲種又は乙種第4類危険物取扱主任者

オ 電気工事士法第3条に定める第一種電気工事士

カ クレーン等安全規則第221条に定める玉掛技能講習修了者

キ クレーン等安全規則第21条に定めるクレーン運転特別教育修了者

ク 労働安全衛生規則第16条に定める特定化学物質等作業主任者

(2) 共同企業体として入札に参加する場合

- ① 共同企業体の構成員数は2者でとし、1者は石川県内に本社があること。
- ② 共同企業体の代表構成員を入札に参加する代表者とする。
- ③ 共同企業体の構成員の出資比率は30%以上で代表構成員の出資比率は構成員中で最大であること。
- ④ 共同企業体の構成員のすべてが同一入札に他の共同企業体の構成員または単独企業として参加するものでないこと。
- ⑤ 共同企業体の構成員すべてが、上記の「(1) 単独企業で入札に参加する場合」以下から⑤までに掲げる条件をすべて満たすこと。
- ⑥ 共同企業体の構成員のうち1者は上記(1)⑦に掲げる実績を有すること。他の1者についても下水道処理施設(標準活性汚泥法又はオキシディーションディッチ法による水処理施設)の運転及び維持管理業務の実績を1年以上有すること。
- ⑦ 上記(1)⑧に掲げる条件を満たすこと。

3 入札手続き等

入札説明書のとおり

・「入札説明書」は、下記ホームページアドレスからダウンロードできます。
<http://ishikawa-gesui.a.la9.jp/nyuusatsu/saigawasagan/shiryou2.html>

4 契約の条件

- (1) 落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に土日及び祝日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に本契約を前提とした仮契約書を締結す

るものとする。

(2) 契約保証金

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）の規定により納付すること。

ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

5 問い合わせ先

公益財団法人石川県下水道公社事務局 管理課

〒920-0371 石川県金沢市下安原町東1301番地

電話番号 076-240-6018

E-mail アドレス : gesui_kousya@ishikawa-gesui.or.jp

ホームページアドレス <http://ishikawa-gesui.a.la9.jp/>